

広告



その道の専門家にきく

中日教えてナビ

東海エリアの**専門家**を紹介する**Webサービス**です。
あなたの**悩み**や**疑問**を相談したり、**専門家**を探ることができます。

中日教えてナビ

検索

中日教えてナビ
TOPはこちらから



各専門家の二次元コードから
プロフィールページへアクセス
ダイレクトにご相談が出来ます

お問い合わせ・運営／株式会社中日アド企画 中日教えてナビ運営事務局
〒460-0001 愛知県名古屋市中区三の丸1-5-2 中日新聞社北館5F TEL.052-239-1226(平日/10:00~17:00)

相続税等の税務/相続税対策/遺言作成の専門家



岡崎で相続税業務を
メインとしています

東海税理士会岡崎支部所属 木下佐代乃税

木下 佐代乃

愛知県岡崎市

信頼関係を大切に、
円満な相続を
応援いたします



紙面出張 Q&A

中日教えてナビでは様々なジャンルの専門家が皆さんの相談にお答えします。

折り紙の専門家



ORIGAMIは世界の合言葉

折り紙作家(栄中日文化センター講師)

竹内 ケイ

愛知県安城市



たかが折り紙、されど折り紙。楽しさを
もっと知ってもらいたい

ビジネス・キャリアの専門家



産業カウンセラー・相談カウンセラー

一般社団法人日本産業カウンセラー協会 中部支部

曾我 きよみ

愛知県名古屋市



幅広い相談に応じることができ
ます

矯正歯科の専門家



豊田市の矯正専門の歯科医院です

こんどう矯正歯科

近藤 憲史

愛知県豊田市



矯正専門の歯科医師・スタッフが
良質な医療の提供を目指します

が妻、子供二人の場合、遺産が基礎控除額「3千万円+6百万円×3人=4千800万円」以下であれば相続税の申告は不要で、相続税のお尋ねの回答は行います。遺産が6千万円の場合、配偶者が1億6千万円まで取得しても相続税はかからない配偶者の税額軽減の特例により、全額取得すれば相続税は無税ですが、遺産が基礎控除額を超えているため、特例を受けるための申告が必要です。

相続税の申告は、被相続人が死亡したことを知った日の翌日から10か月以内に、被相続人の住所地の所轄税務署長に行います。財産を取得した者が複数の場合には、共同で申告書を提出することができます。共同して提出できないときは、別々に申告することもできます。

例えば、相続人

が送られてきます。

相続開
始から6
か月後に、税務
署より相続人代
表の方へ、相続税
についてのお尋ね
が送られてくるこ
とがあります。こ
れは市役所等の
死亡届が、死亡月
の翌月末までに
税務署に通知さ
れ、過去の確定申
告の状況・市役所
等での固定資産
税の課税状況・死
亡保険金の調書
等に基づいて送ら
れてきます。

要でしょうか？

相続税の
申告は必
ず

A 相続開
始から6